



福岡医発第 1177 号 (地)
平成 25 年 8 月 5 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり及びきゅう師
施術料金算定基準の一部改定について

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり及びきゅう師施術料金の算定金額が改定された旨、福岡労働局より別紙のとおり通知が参りましたので、ご連絡申し上げます。

なお、本取扱いは、平成 25 年 7 月 1 日以降の施術に係るものから適用されておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

労災担当理事 島田昇二郎
会長 蒲池 壽

福岡労発基第 693号

平成25年 7月10日

福岡県医師会会長 殿

福岡労働局長

(公 印 省 略)

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり及びきゅう師
施術料金算定基準の一部改定について

あん摩マッサージ指圧師、はり及びきゅう師施術料金の算定については、昭和57年5月11日付け基発第326号-1「労災保険における「はり・きゅう及びマッサージ」の施術に係る施術料金等の取り扱いについて」により取り扱ってきたところですが、今般、平成25年6月21日付け基発0621第6号により、別紙のとおり施術料金算定基準が改定されました。

なお、本取り扱いは、平成25年7月1日以降の施術に係るものから適用することになります。



(別紙1)

労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術料金算定基準

(平成25年6月21日付け基発0621第7号通達)(平成25年7月1日以降の施術)

初 検 料		2, 7 1 0 円	注 当該施術所が表示する施術時間以外の時間において初検を行った場合は、所定金額に6 5 0 円を加算する。 ただし、休日において初検を行った場合は、所定金額に1, 8 7 0 円を加算する。	
往 療 料		2, 1 6 0 円	注 1. 往療距離が片道2キロメートルを超えた場合は2キロメートル又はその端数を増すごとに所定金額に、9 6 0 円を加算する。 2. 夜間往療については、所定金額（注1による加算金額を含む。）100 分の 100 に相当する金額を加算する。 3. 2 戸以上の患者に対して引き続いて往療した場合の往療順位第2 位以下の患者に対する往療距離の計算は当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれの先順位の患者の所在地を起点とする。	
施 術 料	はり・きゅう	1 術の場合	1 日 1 回限り 2, 5 5 0 円	注 傷病部位が2 以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合には、所定金額の 100 分の 20 に相当する金額を加算する。
		2 術（はり・きゅう併用）の場合	1 日 1 回限り 3, 9 4 0 円	
	マッ サ ー ジ	マッサージを行った場合	1 日 1 回限り 2, 5 5 0 円	注 特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ {結合組織マッサージ、関節マッサージ、内臓マッサージ（胃、腸、肝、心等）}を行った場合には所定金額の 100 分の 20 に相当する金額を加算する。
		温電法を併施した場合	1 日につき 9 5 円加算	
		変形徒手矯正術を行った場合	1 肢につき 5 5 5 円	
	はり又はきゅうと マッサージの併用		1 日 1 回限り 3, 9 5 0 円	注 傷病部位が2 以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合及び特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ {結合組織マッサージ、関節マッサージ、内臓マッサージ（胃、腸、肝、心等）}を行った場合には所定金額の 100 分の 20 に相当する金額を加算する。
電気・光線器具による療法		1 日 1 回限り 5 5 0 円加算	注 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師が傷病労働者の施術に当って、その施術効果を促進するため、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の業務の範囲内において電気・光線器具（あん摩マッサージ指圧師にあつては、超音波若しくは極超短波、又は低周波、はり師及びきゅう師にあつては電気鍼又は電気温灸器に限る。）を使用した場合に算定する。 ただし、1 日に2 回以上又は2 種類以上の電気・光線器具を使用しても1 回として算定する。	
休 業 証 明 料		1 件につき 2, 0 0 0 円	休業（補償） 給付請求書における証明	

(別紙2)

施術料金算定基準について

労災保険法の規定による療養（補償）給付たる療養の費用の額の算定は、別紙「労災保険あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師施術料金算定基準（以下「施術料金算定基準」という。）により行うものとする。

なお、初検料、往療料及び施術の算定に当っては次の事項に留意すること。

1. 初検料の算定

- ① 同時に2以上の業務上の事由又は通勤による負傷又は疾病（以下「負傷又は疾病」という。）につき初検を行った場合の初検料は、1回として算定するものであること。

現に施術継続中に他の負傷又は疾病につき初検を行った場合は、それらの負傷又は疾病に係る初検料はあわせて1回とし算定するものであること。

- ② 施術所が表示する施術時間外の取扱いは、各都道府県における実態、患者の受療上の便宜、健康保険における取扱いなどを考慮して社会通念上妥当と認められる一定の時間をもって統一的に取り扱うことが望ましいが、標準としては、おおむね午前8時前と午後6時以降とすること。
- ③ 休日とは日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する日及び12月29日から1月3日まで（ただし、1月1日を除く。）の間の日をいうものであること。

2. 往療料の算定

往療は、その必要がある場合に限り行うものであること。

3. 施術料の算定

- ① 傷病部位とは、負傷にあつては受傷部位を、また、疾病にあつては1局所をいうものであること。

なお、1局所とは、上肢の左・右・下肢の左・右及び頭より尾頭までの躯幹のそれぞれをいい、全身を5局所に分けるものであること。

- ② 傷病部位が2以上にわたる施術を行い、かつ、特殊マッサージを行った場合であっても、所定金額の100分の20に相当する金額の加算しか算定できないものであること。